川越市政だより

第1號

発行所
川越市役所
電話111・400番
発行人　川越市

印刷所
川越印刷株式會社
川越市松江町五二一
電話　1144番

「市政だより」發刊にあたつて

川越市長代理助役　岸藤三郎

「川越市公報」も回を重ねて十一號に及んだのでありますが、兎角内容が硬すぎるとの評もあり、一方印刷部数が僅少なので、掲示板に掲示するだけでは一般市民の目に屆かぬ憾みがありました。云うまでもなく市役所は市民皆さんのための市役所であり、市政は市民皆さんのための市政であります。

私はじめ市の職員は何れも皆さんの公僕であり、その事務上の一擧手、一投足といえども皆さんの利益のためでなければなりません。

この意味からも市政は常にガラス張りの中の市政でなければならず、そこに微塵と雖も、市民の目の屆かないものがあつてはなりません。アメリカの自治体に於ては仕事をすることゝ、そのなした仕事を民衆に知らせることが、同じくらい大切なことゝして、努力が拂はれているそうですが、我が國に於ても民主政治を徹底させる上に於て、市政と民衆を結びつけることは極めて肝要であります。以上に鑑み今度從來の「川越市公報」を新聞体裁に改め、名前も「市政だより」と改め、毎月一回市内各戸に一部宛配付することゝした次第です。

どうぞ市民の皆さんは以上の趣旨を御諒承下さいまして、各家庭に屆きましたら、よく隅から隅まで読んでいたゞきたいのです。

投書欄も一般に開放して、建設的な意見や質問はどし〳〵寄せていたゞいて、夫々回答を掲載いたしたいと考えております。

皆さんの市であり、「市政だより」であることをお忘れなく、一段の御協力をお願いいたします。

戸籍の話

（その一　出生）

民法第一條に「私權の享有は出生に始まる」と規定されていますが我々はたゞ母の胎内を出てこゝの声を挙げただけでは法律上の權利、義務の主体として充分ではありません。

我々が法律上の人格を認められ日本人としての資格を得るに最も必要なことは出生の屆出をすることです。以下この重要な意義を持つ出生屆につき簡單に述べてみませう。

イ、嫡出子
正式に婚姻屆を済ませた兩親の間に生れた子供です。嫡出子は父母の氏を名乘り、父母の戸籍に入るのです。

ロ、嫡出でない子
庶子とか私生子とかいう名稱は新しい戸籍法ではなくなりました。父母が正式な婚姻屆をしていない場合の子供は母の氏を稱し母の戸籍に入ることになつて居り、後父から認知屆をするのが順序です。

ハ、子供の名前
子供の名前は当用漢字ひらかな、カタカナを用いて下さい。

ニ、屆出
屆出は市役所備付の用紙で出生後十四日以内に屆出なければなりません。屆出は出生地の市町村長に、医師又は助産婦の證明を求めた上提出します。

ホ、戸籍筆頭者及びその配偶者以外の者の子供（戸主及戸主の妻以外の者の子供）
新しい戸籍法が施行されてから、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者以外の者がこれと同一の氏を稱する子（出生子）又は養子を有するに至つたときは、今までの戸籍より離れて親子全部（配偶者のある子は入らない）の新しい戸籍をつくります。

ヘ、長男、二男の順番
新しい戸籍では父母との続柄（兄弟の順番）のつけ方が変りまして同じ父と母との間に生れた子ごとに年齢順に長、二男となるので異父とか、又異母の兄弟は別に長、二男と改めてつける様になりました。例えば甲男が乙女と婚姻して男子をもうけ、その後乙女と死別したゝめ丙女と婚姻しまた男子をもうけた場合は男子二人とも甲男の長男となるのです。

（つゞく）

國債は政府で買上げます

戰時中隣組や職場で割当てられた國債がタンスの中や行李の底などに忘れてはありませんか？

政府ではこれらの國債を償還することになり昨年から買上げを実施していますがまだ〳〵國民に徹底していないと見えて、未償還のものが五十億圓も殘つているそうです。

どんな古い國債でも、若し殘つていたらお金に代えて利用いたしませう。

買上値段は百圓につき百圓のもの、九十八圓のもの、九十圓のもの等色々ありますから、最寄りの日本銀行代理店に御尋ね下さい。

通帖に保管されたものは何れの郵便局でも取扱つて居ります。

豫算のあらまし

昭和二十六年度

去る三月二十八日の市議会で昭和二十六年度一般会計豫算と特別會計豫算が議決されました。豫算は言うまでもなく、市政の經費の見つもりです。從つて昭和二十六年度中の市政の動きはこの豫算で大体わかるわけで、皆さんの税金で賄はれる市の仕事が、どんな風に行われるかを皆さんに知つていたゞくためにも以下そのあらましを申述べます

皆さんの税金です。國庫支出金は國から貰う平衡交付金や、國が法令に基いて市の仕事に支出する負担金や、法令に基かないでも市の仕事を助成する意味で廻してくれる補助金などです。

市債は市が大藏省などから借金をする分で、これには國の制限があります。

使用料及び手數料は学校の授業料や、牛や豚を殺す市の屠場の使用料、火葬場や市營住宅の使用料、傳染病豫防接種の手数料それから戸籍關係の手数料、市役所の窓口の證明手数料などが主なものです繰入金は競輪事業特別會計からの純利益金を繰入れるもので八百万円縣支出金は縣から市に支出する負担金や補助金です

大体以上が昭和二十六年度一般会計歳出の市の主な収入です。

一般会計の豫算総額は歳入、歳出とも一億七千五十万二千六百九十四圓で、昨年に比較すると、五百七十九万餘圓の増額となつて居ります。

歳入のうち主なるものは市税、國庫支出金等ですが、その歳入総額に對する割合は次の通りです。

市税	五六・八％
國庫支出金	一七・五％
市債	五・八％
使用料及び手数料	四・六％
繰入金	四・七％
縣支出金	二・一％
その他	八・五％

市税は言うまでもなくすが次にこの中から支出する歳出の方は別表の様な割合になつて居ります。

一番大きいのが教育費ですが、これは言うまでもなく各学校の經費が大部分で、特に本年度は完全給食を実施するための諸經費、假稱第二中學校の校地買收費、敷地整理費とこれに伴う補償金、富士見中学校の校庭擴張の經費それに第三小学校の建築費等が見込んであります。

その他圖書館の經費、公民館を新しく建てるための經費等が教育費の主なものです。

教育費についで大きいのは市役所の經費ですが給與ベースの改訂等で總額に於ては昨年より多くなりましたが総豫算に對する割合は昨年の十七％から十五・九％に減じております。

社會及び勞働施設費では総額約二千二百万圓の約半額は各種扶助費を含む生活保護費ですその他新しく市營住宅四十棟を建てるための經費が約一千万圓計上されています。

警察費に付ては別に説明を要しませんが、消防費には消防本部及び消防署改築、第三、第四消防團の自動車置場新改築、貯水及び井戸の増設等が豫定されて居ります。

土木費は道路の舗裝、街燈新設、橋の修繕、架換等の經費、都市計画事業による菅原町線の道路改良の經費等で別に失業對策費で、實施している初雁グランドはいよ〳〵今年半ばには出來上る運びになつて居ります。

保健衛生費は傳染病豫防、屠場、火葬場の經費鼠や蝿を駆除するための經費が主なもので産業經済費の中には農地委員會の經費、農業改良振興のための經費、商工業を振興させるための諸經費がありますが、特に中小企業の融資の便を計るため、二百万圓の融資準備金を計上したことは新しい企てであります。

以上が大体昭和二十六年度の一般會計ですがその他特別会計として公益質屋運營資金歳入歳出豫算が二百六十八万圓國民健康保險歳入歳出豫算が二千七百十六万圓、川越市診療所歳入歳出豫算が百七十七万圓、川越市營競輪事業費歳入歳出豫算が一億圓となつて居ります。

豫算はもとより年度初めの見積りでありますから色々な事情の変化によつて多少の変更があるかも知れませんがこの一年の骨組はこの豫算に盛られているわけです。

昭和26年度一般会計歳出の総額に對する割合

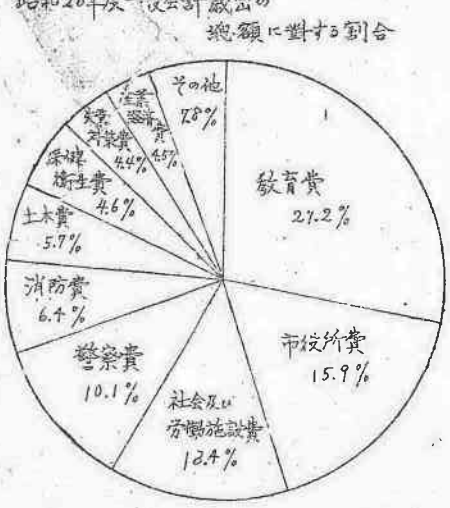

昭和二十六年度川越市税について

昨年地方税法の全面的改正が行はれ市税としては市民税、固定資産税（土地家屋償却資産）自轉車税、荷車税、電氣ガス税、木材引取税、廣告税、接客人税等であります。

市民税は昨年は均等割額と前年の所得税を課税標準とした額の合計額によつて賦課されて居りましたが本年は昭和二十五年の総所得金額から所得税法に依る基礎控除を差引いた額を課税標準としてそれに均等割額を加えたもので賦課されることになりますが税率は未だ決定して居りません。

固定資産税は昨年土地家屋については賃貸價格の九百倍（農地畑については壱千八拾倍）に法定税率の百分の一、六を乘じて賦課されましたが本年より一應賃貸價格が税法上なくなりましたのですが取敢えず四月には假決定として昨年通り賃貸價格の九百倍の價格に百分の一、六の税率で令書が三期迄発付されます、而し九月三十日迄には價格の本決定を致し第四期に税額を精算することになつて居ります。

償却資産は昨年假決定で本年も假決定で三期迄令書が発付されゝも九月三十日迄に二五年度分と二十六年度分とも本決定することになつて居ります。精算はやはり第四期であります。

固定資産税（土地、家屋、償却資産）の本決定については係員が皆様のお宅にお伺いする様になりますからお含み置き下さい。

自轉車税、荷車税、電氣ガス税、木材引取税廣告税、接客人税は昨年と同様であります。

（税務課）

國民健康保險料算出方法の變更

保險料算出は前年度までは市民税及び縣民税算出基礎の箇数を基に算出しましたが、本年度からは市民税額と固定資産税額を基に算出してあります。

□　夏時刻は三月五日から　□

日の午後十二時から夏時刻となります。その日のその時刻にはお忘れなく時計を一時間繰り上げて下さい。

また夏時刻が初まります。夏時刻法では五月の第一土曜日の午後十二時となつて居ります から、今年は五月の五

近く靈柩自動車ができます

今度川越市靈柩自動車使用條例が新しく設けられ、近いうちに市營で市民のために靈柩車を備えて使つていたゞくことになりました。料金は市内の方は一千五百圓、市外の方は一千五百圓、但し市外で十キロ超えるときは一キロ

埼すごとに七十圓を算することになつています。また深夜或は降雨、降雪の場合料金を三割増しいたします。使用しようとする方は日時、場所及び長の確認を受ければ、わざわざ車を使はなければならなかつた川越市民にとつて將來大変便利な施設になると思います

五月三日は憲法記念日

敗戦後の日本はポツダム宣言に従つて「最終的日本國政府形態は日本國々民の自由に表明する意思により決定せらる」とはつきり言い渡されており終戦の年昭和二十年十月四日、時の東久邇内閣の國務相であつた近衛文麿氏がマツカアーサー元帥を訪問した際、早急に日本憲法の改正をすべきことを通告されたのであります。

かくて幣原内閣成立後の十月十一日、改めて「日本憲法の自由主義化」について指示があり、幣原内閣は十月二十七日憲法改正調査委員会を開設し、全く新しい角度から案を練て、総司令部の承認を得て昭和二十一年三月六日これを発表したのであります。この案に對して國民が真剣に討論し、検討を加え論議をつくしたことは我々の記憶に新しいところでありますが、この新憲法案は同年の十月の衆議院で修正成立し、十一月三日公布翌昭和二十二年五月三日から施行せられたのであります。

新憲法の精神は天皇は國家の象徴であつて、國家主權は國民に存することと、戦争の放棄、國民は健康で文化的な生活を營む權利を有し、且つ個人の自由と權利はどこまでも護られなければならないことなど古い欽定憲法とは全く異つた観点に立つて新しい日本の基礎を築つたものです。

その後滿四年目、憲法記念日たる五月三日を迎えて我々はこの新憲法の意圖するところを噛みしめ、これに基く今日までの日本民主化の歩みについて反省しなければならないものと思います。

市議会だより

昭和二十六年度豫算を審議する豫算市会は繰り上げて三月二十二日午後一時より開會せられましたが、その

議案第十六号
昭和二十五年度埼玉縣川越市歳入歳出追加更正豫算（第七回）

議案第十七号
昭和二十五年度埼玉縣川越市國民健康保険歳入歳出追加更正豫算（第七回）

議案第十八号
昭和二十五年度國民健康保険直營川越市診療所歳入歳出追加更正豫算（第二回）

議案第十九号
川越市上水道敷設の件

議案第二十号
昭和二十四年度埼玉縣川越市歳入歳出決算

議案第二十一号
昭和二十四年度埼玉縣川越市公益質屋運營資金歳入歳出決算

昭和二十四年度國民健康保険直營川越市診療所歳入歳出決算

議案第二十三号
昭和二十四年度國民健康保険直營川越市診療所歳入歳出決算

議案第二十四号
埼玉縣川越市六三制教育施設費継続年期及支出方法更正の件

議案第二十五号
昭和二十六年度埼玉縣川越市公益質屋運營資金歳入歳出豫算

議案第二十六号
昭和二十六年度埼玉縣川越市國民健康保険直營川越市診療所歳入歳出豫算

議案第二十七号
昭和二十六年度國民健康保険直營川越市診療所歳入歳出豫算

議案第二十八号
昭和二十六年度埼玉縣川越市公益質屋運營資金歳入歳出豫算

議案第二十九号
昭和二十六年度埼玉縣川越市國民健康保険歳入歳出豫算

議案第三十号
川越市特別職々員の給與に關する條例を定める件

議案第三十一号
川越市一般職の職員の給與に關する條例を定める件

議案第三十二号
川越市費用弾償及び旅費支給條例を定める件

議案第三十三号
職員の服務の宣誓に關する條例設定の件

議案第三十四号
職員團体の登録に關する條例設定の件

議案第三十五号
職員團体の行う交渉に關する條例設定の件

議案第三十六号
川越市立商業高等學校生徒授業料徴收に關する條例の一部を改正する條例を定める件

議案第四十号
川越市國民健康保険條例の一部を改正する條例を定める件

議案第四十一号
川越市消防團給與條例の一部を改正する條例を定める件

議案第四十二号
川越市消防職員給與條例の一部を改正する條例を定める件

議案第四十三号
川越市警察職員諸給與條例を定める件

議案第四十四号
川越市警察職員給與品及貸與品條例を定める件

議案第四十五号
川越市職員定員條例の一部を改正する條例を定める件

議案第四十六号
川越市手數料條例の一部を改正する條例を定める件

議案第四十七号
川越市税條例の一部を改正する條例を定める件

議案第四十八号
川越市税條例の一部を改正する條例を定める件

議案第四十九号
昭和二十五年度埼玉縣川越市歳入歳出追加更正豫算（第八回）

以上の議案が上程せられ、昭和二十六年度豫算案と共に夫々各常任委員會又は特別委員會に附託することになつてこの日を終りました。

この日の市議會終了後から各常任委員又は特別委員が活潑な活動を開始し、各議案に付解程、伊藤市長より昭和二十六年度豫算の編成方針、内容につき説明を終り二十五日休会、二十六日再開されて次の議案が上程せられました。

議案第二十九号
埼玉縣川越市六三制教育施設費継続年期及支出方法更正の件

議案第三十号
川越市特別職々員の給與に關する條例を定める件

議案第三十一号
川越市一般職の職員の給與に關する條例を定める件

議案第三十二号
川越市費用弾償及び旅費支給條例を定める件

議案第三十三号
職員の服務の宣誓に關する條例設定の件

議案第三十四号
職員團体の登録に關する條例設定の件

議案第三十五号
職員團体の行う交渉に關する條例設定の件

議案第三十六号
川越市立商業高等學校生徒授業料徴收に關する條例の一部を改正する條例を定める件

議案第四十一号
川越市消防團給與條例の一部を改正する條例を定める件

議案第四十二号
川越市消防職員給與條例の一部を改正する條例を定める件

議案第四十三号
川越市警察職員諸給與條例を定める件

議案第四十四号
川越市警察職員給與品及貸與品條例を定める件

議案第四十五号
川越市職員定員條例の一部を改正する條例を定める件

議案第四十六号
川越市手數料條例の一部を改正する條例を定める件

議案第四十七号
川越市税條例の一部を改正する條例を定める件

議案第四十八号
川越市税條例の一部を改正する條例を定める件

議案第四十九号
昭和二十五年度埼玉縣川越市歳入歳出追加更正豫算（第八回）

以上の議案が上程せられ、昭和二十六年度豫算案と共に夫々各常任委員會又は特別委員會に附託することになつてこの日を終りました。

この日の市議會終了後から各常任委員又は特別委員が活潑な活動を開始し、各議案に付解

川越市國民健康保険の内容の一部が變りました

三月の市議會で國民健康保険の給付が一部變りました。即ち助産費の支給額が三百圓から五百圓に引上げられたことゝ、新しく葬祭費の支給を初めることゝなつたことです。

市民の間に若し不幸があつた場合は所定の様式で屆け出れば五百円を支給せられるのですが、但しこの場合川越市の被保険者たる資格を取得して六十日以上經過していなければなりません。

この保険料の滞納など。

児童憲章案

中央児童福祉審議会試案

一、すべての児童は、ひとしく一人格として尊重せられ、その生活を保障せられ、愛護されなければならない。

二、すべての児童に、愛護と教養とに充ちた家庭が保たれ、家庭に恵まれない児童にも家庭的な保護が與えられなければならない。

三、すべての親は、その責任を自覚し、児童の養育については、正しい愛情と知識と技術とを持たなければならない。

四、すべての児童は、その個性が培われ、同時に社会の一員としての責任と行動とを教えられなければならない。

五、すべての児童に、日光と新鮮な空氣が惠まれ、また、充分な栄養と休養が與えられなければならない。

六、すべての児童に、適切な遊び場と健全な娯楽とが與えられなければならない。

七、すべての児童は、疾病と災害から護らなければならない。

八、すべての児童に、個性と能力に應じた教育がほどこされ、生業指導の機會が與えられなければならない。

九、すべての児童は、如何なる困難にも打ち克つことの出來るような心身の訓練がほどこされなければならない。

十、すべての児童は、自主的に考え行動することの出來るよう導かれなければならない。

十一、すべての児童は、國家の一員としての自覚をもち、世界人類の平和と福祉に貢献するよう教えられなければならない。

十二、すべての児童は、自然を愛し科學と藝術を尊ぶよう教えられ、宗教的情操の素地が培われなければならない。

十三、すべての児童は、労働のために、その心身の發育を阻害され、教育を受ける機会を失い、また児童本來の生活のよろこびを奪われるようなことがあつてはならない。

十四、すべての児童は、虐待、酷使、放任、その他児童に對するすべての法律をもつて保護されなければならない。

十五、心身の機能のそこなわれた児童のためには、適切な治療と教育がほどこされなければならない。

児童憲章について

三回目の児童福祉週間を迎えるに当り、五月五日「こどもの日」に國民の一大精神運動として児童憲章の制定発表がなされることになつております。この児童憲章という耳新しい言葉について皆様にお知らせ致します。

民主主義の根本精神としての人間の權利、即ち人權の問題が戦後わが國では特に活潑に論議されるようになりました。わけても生命、自由、幸福の追求の權利を尊重し保障することは、社會福祉國家を標榜するわが國にとつて当然のことと云えましょう。児童憲章というのも児童の基本的權利を認めて、それを尊重し、擁護するように努力することを誓う國民の約束、或は協定なのであります。從つて児童憲章に規定されたことについてはいつて

されたことはこれをなす義務を負うものです、児童憲章は法律ではないが、國民のこれを守ろうという考え方が強ければ強い程、児童憲章に違反する行爲は社会的に指弾を受け非難されることになります。從つて、これを守ろうという意志が強ければ強い程児童憲章はその力を増し、權利を高め事實上高い不可侵性をもつようになる。このような段階に達したとき、児童憲章は実際には、法律以上の力をもつて國民に規範を與えるものとなるでしょう。

我國における児童福祉は、児童福祉法の施行を契機とする公私児童福祉関係者の努力によつて、画期的に進展してきましたが、まだまだ充分という域に達していないことは、不過児童が巷に溢れ、日常、新聞の社會面を賑わしている児童問題が余りに多いかを見てもわかることでしょう。こうしたことは児童福祉法をはじめ、児童福祉に関係のある各種の法律が一般國民に充分理解されていないこともその大きな理由でありますが、根本的には、児童をしあわせにしようとする意志が充分人々の心に昂まつていないためであります。いゝかえれば児童福祉思想が充分徹底していないことから來ているのです。児童を社会の相続者として、これを立派に育成して行くことが、今日われわれの責任であり、また問題児の保護、つまり、親を失つた児童、浮浪児、被虐待児、心身に障害のある児童等を援護し、これを正常に戻すように努めることこそ協同社会の責任であるという考え方に徹しないからでありましよう。児童憲章は、こうした児童福祉思想を徹底させる爲に役立つものであり、また役立つ方法で制定されなければなりません。以上のような意味合から、児童憲章の制定は、児童福祉思想を國民に普及徹底させる國民運動としての性格を持つものなのであつて児童の權利憲章とも稱すべきものを制定して、明るい未來を児童に國民全体の責任において確保するように努力することは、この際最も時宜を得たものといえましよう。現世を忘れぬ久遠の理想という美しい言葉がありますが、児童憲法はかかる理想であり、児童福祉全般の問題についての日本の目標であります。

凡そ人類社会の精神的進歩は決して速いものではありません、たゞしかし、たゆまざる理想の燈火をかゝげているうちに、少しずつ改まつてゆくものと思います。

最后に児童憲章案を掲げ参考に供して終りと致します。

八幡異動

川越市消防士長鳥海繁顯に依りその職を解く（三月二十五日付）

川越市役所使丁金子長平顯に依りその職を免ずる（三月二十二日付）

川越市消防士長に任ずる（四月一日付）

川越市教育委員会事務局長を命ずる（四月一日付）

（各課）

川越市役所事務員　豊田助之吉

全　　川越市主事に任ずる　榎本　豊（四月一日付）

川越市保育主事に任ずる（四月一日付）

（各課）

川越市役所事務員　中村清一郎

川越市役所事務員を命ずる（四月二日付）

川越市警部に任ずる　橋本敬思

國民健康保険直營川越市診療所助務を命ずる（四月三日付）

川越市主事　池田高四郎

職に依りその職を免ずる（四月五日付）

川越市消防技術員　富田

川越市消防技師に任ずる（四月一日付）

川越市消防副司令補　谷島勝治

川越市消防司令補に任ずる（四月一日付）

手數料が上りました

川越市手數料條例の一部が変りまして、從來一件拾圓であつた手數料が貳拾圓に上りました。これは諸物價の値上りに鑑み、他の都市並に市役所窓口の手數料を引上げたものですから御承知下さい。

◎投書欄、質問欄の開設について

市政だよりは皆さんの川越市をよりよくするために、より民主的な川越にするために存在します。皆さんの市政であるためには皆さんに市政の内容をよく知つていたゞかねばなりません。どうぞ市役所に對する御意見、御希望、御質問がありましたら、遠慮なくお寄せ下さい。はがきでも封書でも構いません。宛名は川越市役所市政だより係りとして下さい。建設的なものについては当方の回答を併せて掲載いたします。誌上匿名は御隨意です。

よりよき市政をつくるのは皆さんの力です。どうぞどしん〳〵原稿をよこしていたゞきたいと思います。